

研究紀要

令和六年度

半田市立博物館

西成岩文書送り一札

半田市立博物館専門員 柴田邦彦

半田市立博物館には、西成岩（村格）文書として七八件の「村送り一札」と称する、発信元の庄屋から相手先の庄屋宛に依頼書、願い書、通知書の形で発信した文書が見られる。

発信元の庄屋は、自分の村の者が相手先村へ結婚のため転籍の時、養子縁組のため転籍の為、出稼ぎで一時的に居住する為、旦那寺（宗旨も同時の場合あり）変更などの為、依頼書、願い書、通知書を認めた。その例を以下に挙げる。

又、「」つした送り一札は、発信する時点では代官所（または藩）の許諾を得る必要がなかったが、年に一度、翌年一月に前年一年分につき「送り一札出入帳」を代官所に提出していた。これは、義務と思われる。この「送り一札出入帳」も添付した。

第一章 送り一札の実例

文献一：西成岩文書資料 No1-15 一札

一其御村勘助女房者当村次兵衛姉里わ
当辰三三拾六歳宗旨八代々淨土宗旦那寺ハ
成岩村常樂寺旦那二紛無御座候勿論
御公儀御法度之切支丹宗門ニ而ハ無
御座候親類縁者之内ニ茂類門筋目之者無御座候
若脇ち怪敷宗門之訴人御座候ハゝ我等何方
迄茂罷出急度申訳仕其御村江少シシ茂御苦勞
かけ申間敷候當春宗門御改り其御村御請帳江
御書加へ可被成候當村請帳相除キ申候為後日之
宗門一札仍而如件

文化五年

北和瀬村庄屋

忠左衛門印

辰一月

西成和村

御庄屋衆中

検討：勘助女房は西成和村に嫁いでいるが、旦那寺は常樂寺であるため、西成和村の宗門帳に書か加えてほしことの依頼書。

文献一：西成和文書資料 N01-19 送り一札

一
御村定右衛門弟善之助年貳拾三歳一相成申候処
今般其御村清七方江養子一遣シ申候右善之介
宗門ハ代々浄土宗当村信谷院旦那二紛リ
無御座候勿論御禁制之切支丹宗門筋目
之者一而無之候仍而当春当村宗門相除申候
以後御村方請帳一御加入御支配可被成候為
後口一札仍而如件

文政六年未二月

矢田庄村屋

水谷清右衛門印

成和村御庄屋

御苗季兵衛殿

検討：善之助は成和村の清七方に養子に出るため、その他の村の宗門帳に書かれてほしことの依頼書。

文献二：西成和文書資料 N01-58-2 玉稼往来一札之事

一
御村滝藏卒滝十郎与母者御亥廿貳歳一相成申候
今般其御村方江出稼仕度願出候一付任其意一
即（則）一札差出申候右之者当方罷在之内惡事
等決而致不申候宗門者代々浄土真宗当村西方寺
旦那紛無御座勿論 御禁制之切支丹

宗門筋之者一而者決而無御座候為後口一札依而如件

文久三年
亥七月

水野出羽守領分

三州碧海郡大瀬村

□□(破損) 磯貝半兵衛印

知多郡成石村

御役人衆中

検討：当村の滝十郎がそちらの村に出稼ぎに行くが、宗臣は浄土真宗、当村の西方寺に間違いないく、切支丹ではないので、そのまま連絡する。
文献四：西成石文書資料 N01-49 送一札

送一札

当村平吉女房ひさ同所平蔵娘二而
宗旨者代々浄土宗當山旦方紛連
無御座候處今般夫同衆寵成度旨
願出一付任其意候自今貴山旦方工
寵差加宗門印形等御改可被成候
為其仍而如件

安政一年

卯十一月

當村 常□□ (破損)

検討：当村の平吉女房のひさは、夫と同じ寺の旦方になりたいとの意向のため、そちらに書き加えてほしいとの依頼書。

第一章 前年一年間の村を跨ぐ人の異動実態の藩への報告書の具体例

文献：西成石文書資料 N01-6 御糺二付制帳一札出入帳

(表紙)

天保十三寅五月

御糺一付制帳一札出入帳

西成岩分庄屋控

(本文)

送遣候分

一市左衛門娘み御廿七歳相成

右八上半田村磯左衛門方へ縁付

送一札遣申候

一与助後家娘りと廿二歳相成

右上半田村宋七方へ縁付

送一札遣申候

一市兵衛娘ふさ廿三歳

右緒川村為四郎方へ縁付

送一札遣申候

一平三郎弟紋之介廿七歳

三州本地新田忠右衛門方へ養

子二願出送一札遣申候

一兵七娘み御廿六歳

同人伴亀六郎年四ツ親子共

常滑村勘右衛門方縁付

送一札遣申候

一兵七妹娘つや廿五歳二成

久米村平左衛門方へ縁付

送一札遣申候

一仙右衛門娘登せ廿六歳

藪村治郎吉方縁付送

一庄七娘多め廿九歳

柿並村新九郎方へ縁付

一善兵衛娘起く廿四歳

河和村喜助方へ縁付

送一札遣申候

一至左衛門妹み起廿六歳
下半田村宋二郎方へ縁付

送一札遣申候

一治郎左衛門伴佐蔵三拾八歳

同人伴梅太郎年四ツ親子共

下半田村龜藏方へ養子二

送一札遣申候

一治郎右衛門伴治兵衛廿壹才

大高村紋左衛門方へ養子二

遺送一札遣申候

一七左衛門弟岩七十九歳

愛知郡和合村喜兵衛方へ

養子遣送一札遣申候

一庄助妹み御廿三歳

半田村定次郎方へ縁付

送一札遣申候

一清右衛門妹飛の廿六歳

下半田嘉吉万へ縁付

送一札遣申候

一卯右衛門娘とせ廿七歳

同人伴とら年七ツ親子共

大脇村八右衛門方へ縁付

送一札遣申候

一市左衛門息子嫁三州碧海郡

苅谷村得之吉娘廿二歳

相成請取申候

右村庄屋

正木通寺

一庄助女房三州碧海郡
棚尾村藤右衛門娘廿六歳

相成候

右村庄屋

利兵衛

李右衛門兄

一仲右衛門女房常滑村紋左衛門
娘三拾式歳送請取申候

八右衛門

李右衛門弟

一松兵衛女房石滑新田

善七娘廿九歳送隨

請取申候

相請取申候
右村莊屋
久野九平次

一彦洲忠兵衛嫁多屋村

民右衛門娘三拾貳歳送符

相請取申候

右村莊屋

久野九平次

一源助女房三州大浜甚助娘

廿三歳相成送請取申候

請取申候

右村莊屋
兵左衛門

一治郎左衛門女房河和村忠藏

娘三拾壹才二相成請取申候

請取申候

右村莊屋
八右衛門

一善三郎女房石滑村重吉娘

廿四歳送請取申候

請取申候

右村莊屋
伊左衛門

一彦州彦助嫁大高村

市右衛門娘廿三歳送り

請取申候

右村莊屋
長左衛門

右之通各々御取斗

又右衛門

可申候以上

右村莊屋
惣右衛門

東兵衛

検討：この一年にわたる異動届の中身を見ると、全二十件のうち四件、即ち、三州本地新田、苅谷村、棚尾村、大浜（村）の村名が見える。

江戸時代は封建社会であるというのを一般的な見方であり、国を越えた人の異動は困難であったと思われる。しかし、この例では庄屋の権限で尾張藩の村である西成岩分（村の格付けあり）より、隣国の三河国本地新田へ養子に出し、嫁を迎える（苅谷村、棚尾村より）、三州大浜に嫁に出したり出来ていた。つまり、国を跨いだ人の異動が容易にできたのである。

江戸は世界最大の都市であったと言われるが、地方の国々から脱藩者や無宿者が江戸に出てきたのではなく、庄屋に一札をもらい、堂々と江戸に出ていくる環境があつたものと考えられる。

半田市立博物館 研究紀要
令和六年度

発行日 令和八年一月

編集発行

半田市立博物館
半田市桐ヶ丘四の二〇九の一